ジェイアイの海外旅行保険
（留学・長期旅行・ワーキングホリデー・駐在員プラン）

2015年10月
改訂版
2014年4月改定

引受保険会社

安心に備える「旅のお守り」として、ジェイアイは「治療・救援費用無制限プラン」へのご加入をお勧め
海外での予期せぬ高額な治療費への備えも充分なジェイアイで最もご安心いただけるプランです。

ジェイアイのサポート体制

旅行先でのトラブルに、ジェイアイは適確に対応いたします。

SUPPORT 1 Jiデスク

海外主要55都市をカバーする「Jiデスク」では、現地の専門スタッフが日本語で事故・トラブルのご相談を受付いたします。

主なサービス内容

一部都市については、現地事情により提供できないサービスもございます。

1 病院・医師の案内・予約
「Jiキャッシュレス提携病院」のご案内・ご予約。

2 通訳の手配※
トラブル時に通訳が必要な場合は、手配させていただきます。

3 付随サービス
- ●ご家族への連絡。
- ●保険金請求手続きのご案内・請求書類の受付。
- ●パスポートやクレジットカード等の盗難時のお手続きをご案内いたします。

※ ケガや病気で必要な場合以外、またご契約内容によっては全額お客様負担となります。

Jiデスク設置都市 2015年7月現在

地域	都市
アジア・中国	ソウル　釜山　ニューデリー　台北　北京　大連　上海　香港　マカオ
東南アジア	バンコク　シェムリアップ　マニラ　ホーチミン　クアラルンプール　シンガポール　ジャカルタ　バリ
ミクロネシア	グアム　サイパン
ヨーロッパ	ロンドン　パリ　ジュネーヴ　ローマ　ミラノ　マドリード　バルセロナ　コペンハーゲン　アムステルダム　フランクフルト　プラハ　ウィーン　ブダペスト　アテネ
中近東・アフリカ	イスタンブール　ドバイ　カイロ
北米	バンクーバー　トロント　ニューヨーク　シカゴ　オーランド　サンフランシスコ　ロサンゼルス　ラスベガス
中南米	カンクン　リマ　サンパウロ
ハワイ・オセアニア	ホノルル　フィジー　ケアンズ　ゴールドコースト　シドニー　パース　オークランド　クライストチャーチ

SUPPORT 2 キャッシュレスメディカルサービス

海外300ヵ所を超えるジェイアイ提携病院でキャッシュレス治療!

Jiデスクに連絡するだけで、Jiキャッシュレス提携病院のご紹介・ご予約をお受けいたします。
現地での治療費はジェイアイが直接病院へお支払いいたしますので、ご本人のお立て替え払いはありません。

SUPPORT 3 緊急メディカルサービス

渡航先で重症となり緊急手術が必要となった場合に!

渡航先で緊急入院が必要な場合等、お客様の容態が重症の場合は、Jiアシスタンスセンターが24時間体制で緊急対応をいたします。

SUPPORT 4 スーツケースに関するサービス

ジェイアイのスーツケース引取り・修理・お届けサービスは送料負担がありません!

スーツケース破損時は、ご自宅まで宅配業者がお引取りにうかがい、提携の修理会社で修理いたします。
修理完了後は、宅配業者がお客様のご自宅にお届けいたします。
お客様が修理会社に持参する必要はありません。

SUPPORT 5 携行品損害は、新価※でお支払い

ジェイアイの携行品損害は新価でお支払いいたします!

携行品損害の2014年度弊社事故発生件数は全体の34.9%を占めます。一般的な海外旅行(傷害)保険、カード保険では、時価額(減価償却)にてお支払いされる携行品損害もジェイアイなら新価でお支払いいたします。
(注)修繕可能で修繕費が新価を下回る場合を除きます。
※「新価」とは同等のものを新たに購入するのに必要な金額をいいます。

SUPPORT 6 メディカルアドバイス・サービス

「現地の医師に持病の内容が伝わるだろうか?」
「現在服用の薬やアレルギーを英語で説明したい」
「事前に健康相談できるところはあるだろうか?」

このような海外旅行に伴う不安を少しでも和らげることができるよう、弊社ホームページ上で、持病をお持ちの方への情報提供やサービス提供会社(原則有料)をご案内していますので、ご出発前にご覧ください。

ジェイアイホームページ http://www.jihoken.co.jp/top

SUPPORT 7 70歳以上限定のサービス!!

弊社海外旅行保険にご加入いただきました70歳以上のお客様に、海外旅行の健康や安全に役立つ情報を掲載した冊子(携帯体温計付)を送付いたします。
＊当サービスは69歳以下のお客様はご利用頂けません。
＊今後、サービス内容は変更になる可能性があります。

【ご請求方法】
海外旅行保険ご契約後、被保険者(保険の対象になる方)からご連絡ください。契約証番号が必要になりますので、お手元にご準備ください。
＊冊子到着まで1週間程かかります。＊ご出発前にご請求ください。
❶インターネットで http://kaigairyoko.jp
❷電話で(ナビダイヤル:有料) 0570-055026(月～金 9:00～17:00)
＊上記番号は当冊子の請求専用番号のため、保険内容等へのご質問は回答できません。

上記は2015年7月現在におけるサービスの概要をご案内するものであり、今後サービスの内容、Jiデスク等の提供場所や提供方法等が変更となる場合があります。
また、ご加入の保険内容・事故内容(保険対象であるか等)・状況・世界情勢等の理由により、一部または全部のサービスが提供できない場合がございます。
詳細及び最新の内容につきましては、「海外安心サービスガイドブック」をご参照ください。

クレジットカードにセットされている保険・補償内容をご確認ください。

緊急時に外国語で対応できますか?

事故発生時、契約確認などに時間がかかる事で事故対応に遅れが生じる場合や、病院の手配から通訳の手配まで、すべてご自身で対応しなければならない場合があります。

補償の内容をご存知ですか?

- ●病気による死亡は補償されていないのが一般的です。
- ●カードによっては、補償額が十分でない場合や、まったく補償がないものもあります。
- ●一般的には複数のカードを所持していても、その合計額が支払われる訳ではありません。所持しているカードの中で最も高い補償額を限度として支払われます。(傷害死亡・後遺障害のケース)

■一般的なカードにセットされている保険の補償内容例

		ゴールドAカード	一般Bカード	
傷害	死亡・後遺障害	5,000万円	2,000万円	
傷害	治療費用	200万円	100万円	補償が低額
疾病	死亡	0円	0円	補償がない
疾病	治療費用	200万円	100万円	補償が低額
個人賠償責任		3,000万円	2,000万円	
救援者費用		200万円	100万円	補償が低額
携行品損害		50万円	20万円	

しています。

補償内容のご説明

ご契約タイプによっては、セットされていない補償項目がございますのでご注意ください。
詳しくは、「海外旅行保険の概要」をご確認ください。

こんなときに保険金をお支払いいたします。

CASE 1 ケガや病気に関する補償

まさかの死亡事故！ 【死亡（傷害・疾病）】
- 旅行中に発生した事故や発病した疾病により死亡した場合

後遺障害が生じた！ 【傷害後遺障害】
- 事故により身体に後遺障害が生じた場合（後遺障害の程度に応じ傷害後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いいたします。）

突然の入院！ 【入院一時金※1】
- 治療・救援費用保険金をお支払いする場合で、その原因となったケガ・病気により2日以上続けて入院をした場合

入院した！家族も現地に急行！ 【治療・救援費用】
- ケガや病気で医師の治療・手術を受けた場合（食中毒により医師の治療を受けた場合も対象となります。）
- 継続して3日以上入院した際、ご家族が現地に渡航する場合
- 妊娠初期の異常で医師の治療・手術を受けた場合※1・2

病状が悪化した！ 【疾病応急治療・救援費用※1・3】
- 旅行出発前に発病し医師の治療を受けたことがある病気を原因として、旅行中にその症状の急激な悪化により医師の治療を受けた場合

急に歯が痛くなった！ 【緊急歯科治療費用※1】
- 急激な歯の痛みや苦痛を、一時的に除去もしくは緩和するための治療を受けた場合

CASE 2 賠償責任に関する補償

水浸しにしてしまった！ 【個人賠償責任】
- ホテルの客室を水浸しにしてしまった場合
- 誤ってお店の商品をこわしてしまった場合

【個人賠償責任（長期契約用）】
- 誤って滞在先の部屋を水浸しにしてしまったり、レンタルしていた家具を壊してしまった場合で法律上の損害賠償責任を負った場合

【家族総合賠償責任】
- ホテルの客室に損害を与えたり、住宅内で一時的に預かった招待客のコートを破いてしまった場合で法律上の損害賠償責任を負った場合

【被害者治療費用】
- 法律上の損害賠償責任に関わらず、住宅内で来客がケガをした場合にその治療費を負担した場合

※1：保険期間が期間延長も含め31日までのご契約に限り適用されます。
※2：日本国内の公的医療保険制度において療養の給付の支払対象となる症状に相当する妊娠に関する症状が対象となります。ただし妊娠満22週以後に発生したものを除きます。
※3：旅行行程中も継続して支出することが予定されていた費用（透析、インスリン注射等）はお支払いの対象となりません。

CASE 3 身の回り品に関する補償

盗まれた！ 【携行品損害（身の回り品）】
- 旅行カバンを盗まれた場合
- ビデオカメラを落としてこわしてしまった場合

（注）携行品1つ（1点・1組または1対）あたり10万円を限度とします。紛失または置き忘れについてはお支払いの対象とはなりません。ただし、日本国外における旅券の置き忘れ、紛失は対象となります。

アパートが火災に！ 【生活用動産（長期契約用）】
- 滞在中のアパートやホテルで盗難・火災などにより家財・携行品に損害があった場合

CASE 4 飛行機の欠航・遅延などに関する補償

飛行機が欠航・遅延！荷物が届かない！ 【旅行中の事故による緊急※1費用（旅行事故緊急費用）】
- 航空機に預けた手荷物が航空機の到着後6時間を経っても運搬されずに、当面必要な身の回り品等を購入した場合

（注）公的機関、交通機関、宿泊機関、医療機関または旅行会社により、発生の証明がなされる偶然な事故が対象となります。

荷物が届かない！ 【航空機寄託手荷物遅延】
- 航空機に預けた手荷物が航空機の到着後6時間を経っても運搬されずに身の回り品等を購入した場合（携行品損害をご契約した場合にセットされます。）

飛行機が欠航・遅延！ 【航空機遅延費用】
- 悪天候や機体の異常などで航空機の出発が遅れたために宿泊代、食事代、交通費（代替となる他の交通手段を利用した場合も含みます）を自己負担した場合

オプション

旅行途中で緊急帰国！ 【旅行中断費用】
- 被保険者の配偶者が死亡し帰国した場合
- 渡航先にて地震が発生し旅行を途中で取りやめて帰国した場合

突然帰国の必要が！ 【緊急一時帰国費用】
- 日本にいるご家族の身に不幸があったため、急に帰国することになった場合

（注）帰国後30日以内に再び海外の住宅へ戻ることがお支払いの要件となります。

扶養者が亡くなり留学継続が困難に！ 【留学継続費用】
- 留学生の扶養者が事故により死亡または重度後遺障害となり、留学生が扶養者によって扶養されなくなった場合、保険金額に残りの予定留学期間（端日数は日割）を乗じた額をお支払いいたします。

社員が死亡した！ 【代替要員派遣費用】
- 海外渡航中にケガ・病気による死亡または、3日以上の入院をされたことにより、会社（雇用主）が代わりの駐在員を派遣するための費用を負担した場合。契約者が会社（雇用主）の場合にご利用いただけます。

こんなときの保険金はお支払いできません。

- 故意、犯罪行為、闘争行為等
- 他覚症状のないむちうち症・腰痛
- 妊娠・出産等による病気、歯科疾病
- 紛失または置き忘れによる携行品損害、生活用動産損害（CASE 3参照）
- 現金・クレジットカード等、コンタクトレンズ、ウィンドサーフィン等の用具の携行品損害、生活用動産

など

海外での高額な保険金お支払いの事故実例

アメリカでの事故例

空港到着後、呼吸困難を訴え救急車で搬送。肺塞栓症・肺炎・肺結核と診断され49日間入院・手術。家族が駆けつける。

お支払いした保険金
治療・救援費用などとして **9,335万円**

ポーランドでの事故例

バス乗車中に滑って転倒、座席の肘あての金具に頭と肩を強打。脊髄損傷により手足を動かすことが困難となり、現地病院に入院。帰国後の入院治療で、機能回復せず上肢機能障害・体幹機能障害にて、後遺障害認定。

お支払いした保険金
治療費用・後遺障害保険金として **4,625万円**

（注）2008年度～2014年度の間で実際に弊社がお支払いした事例です。保険金をお支払いする費用等の内容は保険約款によります。

「短期留学プラン」は、保険期間（旅行期間）が31日以内の「留学」を旅行目的とする短期留学生向けプランです。

タイプのご選択・ご契約にあたってのご注意

①ご契約の際は、「海外旅行保険の概要」にてご確認ください。
②このパンフレットに記載の年齢は、ご旅行出発日（保険始期日）時点の年齢です。
③被保険者（旅行者）のご旅行出発日（保険始期日）時点での年齢別の保険料となっております。
④被保険者が2名以上の場合は、69歳以下の方と70歳以上の方を同一の申込書で申し込むことはできません。
⑤保険期間（旅行期間）は、旅行出発日を含めて数えます。「8月3日～8月10日」までの保険期間は、「8日」となります。
⑥18歳以上の方は、ご旅行に行かれる方ご自身がご契約者（お申込人）としてご契約いただくことをお勧めします。
⑦被保険者（旅行者）が以下に該当する場合は、ご契約いただける傷害死亡・疾病死亡保険金額は、他の傷害保険契約（詳細は申込書にてご確認ください。）等との合算でそれぞれ3,000万円までとなります。
●15歳未満の場合。
●15歳以上の方で、申込書に被保険者の同意署名がない場合（ご契約者と被保険者が異なるご契約）。
⑧80歳以上の方は別途お申出ください。
⑨他のご契約タイプをご希望の方はお申出ください。

短期留学プラン

旅行目的：留学　保険期間：1日～31日 向け

◎印はおすすめのご契約タイプです。

15歳未満の場合またはご契約者と被保険者が異なり申込書に被保険者の契約同意の署名がない場合、**004**タイプをご選択ください。

		69歳以下プラン			70歳～79歳プラン	
	ご契約タイプ	002	003◎	004	207	208
保険金額（ご契約金額）	傷害死亡	7,000万円	5,000万円	3,000万円	1,000万円	1,000万円
	傷害後遺障害	7,000万円	5,000万円	3,000万円	1,000万円	500万円
	疾病死亡	1,000万円	1,000万円	1,000万円	500万円	500万円
	治療・救援費用	無制限※	無制限※	無制限※	無制限※	無制限※
	疾病応急治療・救援費用	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円
	入院一時金	10万円	10万円	10万円	5万円	5万円
	個人賠償責任	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円
	携行品損害	40万円	30万円	20万円	50万円	40万円
	旅行事故緊急費用	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円
	緊急歯科治療費用	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円
保険期間（保険のご契約期間）／合計保険料	1日	5,420円	4,470円	3,640円	3,480円	3,230円
	2日	6,390円	5,350円	4,450円	4,490円	4,210円
	3日	7,250円	6,160円	5,240円	5,560円	5,230円
	4日	8,090円	6,930円	5,970円	6,570円	6,180円
	5日	9,090円	7,830円	6,830円	7,790円	7,310円
	6日	10,120円	8,740円	7,670円	8,940円	8,360円
	7日	11,050円	9,570円	8,440円	9,940円	9,300円
	8日	11,850円	10,300円	9,120円	10,860円	10,160円
	9日	12,580円	10,950円	9,740円	11,700円	10,950円
	10日	13,320円	11,620円	10,370円	12,550円	11,740円
	11日	14,190円	12,390円	11,060円	13,430円	12,570円
	12日	15,010円	13,110円	11,720円	14,290円	13,360円
	13日	15,870円	13,870円	12,420円	15,210円	14,240円
	14日	16,580円	14,520円	13,030円	16,010円	14,990円
	15日	17,290円	15,140円	13,600円	16,750円	15,680円
	17日まで	18,230円	15,990円	14,410円	17,840円	16,700円
	19日まで	19,850円	17,420円	15,690円	19,490円	18,240円
	21日まで	21,310円	18,720円	16,890円	21,150円	19,790円
	23日まで	22,220円	19,500円	17,570円	22,090円	20,670円
	25日まで	23,100円	20,240円	18,210円	23,030円	21,550円
	27日まで	24,040円	21,000円	18,860円	24,060円	22,470円
	29日まで	25,110円	21,910円	19,640円	24,860円	23,190円
	31日まで	26,020円	22,700円	20,360円	25,680円	23,950円

※　無制限：治療・救援費用補償特約の保険金額（支払限度額）を無制限とすることです。治療・救援費用を終身補償するものではありません。

1. 携行品損害の対象となるのは、被保険者（旅行者）が所有（旅行行程開始前に被保険者がその旅行のために賃貸業者以外の他人から無償で借りた物を含む）かつ携行する身の回り品になります。（例えば、お子様のみの契約で同行のご両親の携行品損害は補償されませんのでご注意ください。）
2. 「個人賠償責任」「携行品損害」の自己負担額は0円です。
3. 上記掲載の全契約タイプは、お支払い項目によってはご契約タイプに記載した保険金額とは異なる限度を有するものがあります。
4. ご契約タイプには、「妊娠初期の症状に対する保険金支払責任の変更に関する特約」がセットされております。

「長期旅行プラン」は、保険期間(旅行期間)が32日以上の長期旅行者向けプランです。旅行目的が観光・海外ウェディング・商用の保険期間は6か月までです。

タイプのご選択・ご契約にあたってのご注意

左記の「タイプのご選択・ご契約にあたってのご注意」①、②、③、④、⑥、⑨に加え、
①被保険者(旅行者)が以下に該当する場合は、ご契約いただける傷害死亡・疾病死亡保険金額は他の傷害保険契約(詳細は申込書にてご確認ください)等との合算でそれぞれ1,000万円までとなります。
- **●15歳未満の場合。**
- **●15歳以上の方で、申込書に被保険者の同意署名がない場合(ご契約者と被保険者が異なるご契約)。**

②75歳以上の方は別途お申出ください。
③ご希望のご契約タイプを選び、申込書のご契約タイプ欄にご記入ください。保険期間(旅行期間)は旅行出発日を含めて数えます。「8月3日～11月2日」までの保険期間は「3か月まで」、「8月3日～11月3日」までの保険期間は「4か月まで」となります。

長期旅行プラン

旅行目的:観光・商用等　保険期間:32日～6か月 向け

◎印はおすすめのご契約タイプです。

69歳以下プラン

15歳未満の場合またはご契約者と被保険者が異なり申込書に被保険者の契約同意の署名がない場合、**111**タイプをご選択ください。

70歳～74歳プラン

	ご契約タイプ	107	108	109◎	110	111	251	252
保険金額(ご契約金額)	傷害死亡	1億円	7,000万円	5,000万円	3,000万円	1,000万円	1,000万円	500万円
	傷害後遺障害	1億円	7,000万円	5,000万円	3,000万円	1,000万円	1,000万円	500万円
	疾病死亡	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	500万円	―
	治療・救援費用	無制限※	無制限※	無制限※	無制限※	無制限※	無制限※	無制限※
	個人賠償責任	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円
	携行品損害	60万円	50万円	40万円	30万円	20万円	50万円	40万円
	航空機寄託手荷物遅延	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円
	航空機遅延費用	2万円	2万円	2万円	2万円	2万円	2万円	2万円
保険期間(保険のご契約期間)/合計保険料	32～34日	29,010円	24,610円	21,120円	17,640円	15,180円	22,550円	20,090円
	39日まで	32,440円	27,690円	23,930円	20,180円	17,510円	25,890円	23,240円
	46日まで	36,680円	31,520円	27,500円	23,470円	20,540円	29,970円	27,160円
	53日まで	41,810円	36,120円	31,740円	27,350円	24,080円	34,790円	31,790円
	2か月まで	47,910円	41,620円	36,790円	31,970円	28,320円	40,670円	37,340円
	3か月まで	63,310円	55,380円	49,380円	43,380円	38,720円	55,090円	50,960円
	4か月まで	87,500円	77,000円	69,120円	61,250円	55,010円	77,730円	72,310円
	5か月まで	111,210円	98,200円	88,490円	78,780円	71,010円	99,970円	93,290円
	6か月まで	134,850円	119,290円	107,730円	96,160円	86,830円	121,970円	114,010円

※　無制限:治療・救援費用補償特約の保険金額(支払限度額)を無制限とすることです。治療・救援費用を終身補償するものではありません。

1. 携行品損害の対象となるのは、被保険者(旅行者)が所有(旅行行程開始前に被保険者がその旅行のために賃貸業者以外の他人から無償で借りた物を含む)かつ携行する身の回り品になります。(例えば、お子様のみの契約で同行のご両親の携行品損害は補償されませんのでご注意ください。)
2. 「個人賠償責任」・「携行品損害」の自己負担額は0円です。
3. 上記掲載の全契約タイプは、お支払い項目によってはご契約タイプに記載した保険金額とは異なる限度を有するものがあります。
4. 0歳～14歳の方は111タイプのみご選択いただけます。

短期留学プラン・長期旅行プラン用オプション特約

[旅行中断費用補償特約]

▼この特約は保険期間(旅行期間)が3か月以内の場合にセットできます。
■追加保険料をお支払いいただくことにより、セットできます。
■旅行中断費用補償特約は、渡航先にて地震が発生した等の理由により旅行を途中で取りやめて帰国する際の交通費などをお支払いします。

保険期間(保険のご契約期間)/保険料	保険金額(ご契約金額) 10万円	20万円	30万円	40万円
1日	30円	70円	100円	140円
2日	40円	80円	120円	160円
3日	40円	80円	120円	160円
4日	40円	90円	130円	180円
5日	50円	110円	160円	220円
6日	60円	120円	190円	250円
7日	70円	140円	210円	280円
8日	80円	150円	230円	310円
9日	80円	170円	250円	340円
10日	90円	180円	270円	360円

保険期間(保険のご契約期間)/保険料	保険金額(ご契約金額) 10万円	20万円	30万円	40万円
11日	100円	190円	290円	390円
12日	100円	210円	310円	420円
13日	110円	220円	330円	440円
14日	120円	230円	350円	470円
15日	120円	240円	370円	490円
17日まで	130円	260円	390円	520円
19日まで	140円	280円	430円	570円
21日まで	150円	310円	460円	620円
23日まで	170円	330円	500円	660円
25日まで	180円	360円	530円	710円

保険期間(保険のご契約期間)/保険料	保険金額(ご契約金額) 10万円	20万円	30万円	40万円
27日まで	190円	380円	570円	760円
29日まで	200円	400円	600円	800円
31日まで	210円	420円	630円	850円
34日まで	230円	450円	680円	900円
39日まで	250円	490円	740円	990円
46日まで	280円	560円	840円	1,120円
53日まで	320円	630円	950円	1,260円
2か月まで	360円	710円	1,070円	1,430円
3か月まで	480円	950円	1,430円	1,900円

1. 保険金額は、旅行代金または中途で帰国する際にかかる費用のいずれか高い金額でお選びください。
2. 中途帰国のための費用は旅行方面により次の金額が目安となります。東南アジア・ハワイ:10万円、北米・オセアニア・アフリカ:20万円、ヨーロッパ・南米:30万円

「留学生・ワーキングホリデープラン」は、保険期間(旅行期間)が32日以上の「留学やワーキングホリデー」を旅行目的とするプランです。

タイプのご選択・ご契約にあたってのご注意

①ご契約の際は、「海外旅行保険の概要」にてご確認ください。
②このパンフレットに記載の年齢は、ご旅行出発日(保険始期日)時点の年齢です。
③被保険者(旅行者)のご旅行出発日(保険始期日)時点での年齢別の保険料となっております。
④被保険者が2名以上の場合は、69歳以下の方と70歳以上の方を同一の申込書で申し込むことはできません。
⑤保険期間(旅行期間)は、旅行出発日を含めて数えます。「8月3日〜11月2日」までの保険期間は「3か月まで」、「8月3日〜11月3日」までの保険期間は「4か月まで」となります。
⑥18歳以上の方は、ご旅行に行かれる方ご自身がご契約者(お申込人)としてご契約いただくことをお勧めします。
⑦被保険者(旅行者)が以下に該当する場合は、ご契約いただける傷害死亡・疾病死亡保険金額は、他の傷害保険契約(詳細は申込書にてご確認ください。)等との合算でそれぞれ3,000万円までとなります。
●15歳未満の場合。
●15歳以上の方で、申込書に被保険者の同意署名がない場合(ご契約者と被保険者が異なるご契約)。
⑧75歳以上の方は別途お申出ください。
⑨他のご契約タイプをご希望の方はお申出ください。

留学生・ワーキングホリデープラン

旅行目的:留学・ワーキングホリデー　保険期間:32日〜5年 向け

◎印はおすすめのご契約タイプです。

69歳以下プラン

15歳未満の場合またはご契約者と被保険者が異なり申込書に被保険者の契約同意の署名がない場合、**117、118**タイプをご選択ください。

70歳〜74歳プラン

	ご契約タイプ	114	115	116◎	117	118	253	254
保険金額(ご契約金額)	傷害死亡	1億円	7,000万円	5,000万円	3,000万円	1,000万円	1,000万円	500万円
	傷害後遺障害	1億円	7,000万円	5,000万円	3,000万円	1,000万円	1,000万円	500万円
	疾病死亡	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	500万円	—
	治療・救援費用	無制限※	無制限※	無制限※	無制限※	無制限※	無制限※	無制限※
	個人賠償責任(長期契約用)	5,000万円	5,000万円	5,000万円	5,000万円	5,000万円	5,000万円	5,000万円
	生活用動産(長期契約用)	80万円	70万円	60万円	50万円	40万円	70万円	60万円
保険期間(保険のご契約期間)/合計保険料	32〜34日	23,970円	20,960円	18,730円	16,420円	14,020円	18,900円	17,700円
	39日まで	27,120円	23,850円	21,440円	18,930円	16,320円	22,050円	20,750円
	46日まで	31,720円	28,040円	25,330円	22,520円	19,600円	26,490円	24,990円
	53日まで	37,170円	32,950円	29,870円	26,680円	23,380円	31,620円	29,920円
	2か月まで	43,240円	38,480円	35,020円	31,440円	27,730円	37,530円	35,570円
	3か月まで	58,530円	52,350円	47,870円	43,230円	38,440円	52,060円	49,450円
	4か月まで	81,700円	73,320円	67,290円	61,080円	54,680円	74,050円	70,480円
	5か月まで	104,190円	93,690円	86,180円	78,450円	70,510円	95,460円	90,980円
	6か月まで	126,540円	113,890円	104,880円	95,620円	86,110円	116,570円	111,160円
	7か月まで	148,940円	134,170円	123,670円	112,890円	101,840円	137,870円	131,540円
	8か月まで	171,500円	154,580円	142,570円	130,260円	117,650円	159,280円	152,010円
	9か月まで	194,430円	175,350円	161,840円	148,000円	133,820円	181,190円	172,990円
	10か月まで	217,220円	195,960円	180,930円	165,530円	149,760円	202,750円	193,620円
	11か月まで	239,200円	215,850円	199,350円	182,450円	165,160円	223,560円	213,500円
	1年まで	261,890円	236,390円	218,380円	199,950円	181,100円	245,160円	234,160円
	2年	523,780円	472,770円	436,760円	399,900円	362,200円	490,300円	468,310円
	3年	785,680円	709,170円	655,150円	599,860円	543,300円	735,460円	702,470円
	4年	1,047,580円	945,560円	873,540円	799,820円	724,410円	980,610円	936,630円
	5年	1,309,470円	1,181,950円	1,091,920円	999,770円	905,510円	1,225,770円	1,170,790円

※　無制限:治療・救援費用補償特約の保険金額(支払限度額)を無制限とすることです。治療・救援費用を終身補償するものではありません。

1.「個人賠償責任(長期契約用)」・「生活用動産(長期契約用)」の自己負担額は0円です。
2.上記掲載の全契約タイプは、お支払い項目によってはご契約タイプに記載した保険金額とは異なる限度を有するものがあります。
3.0歳〜14歳の方は117、118タイプのみご選択いただけます。

留学・ワーキングホリデープラン用オプション特約

[留学継続費用補償特約]

▼留学にかかわる費用を扶養者が負担している場合にご利用いただけます。(留学費用負担のない場合にはご加入できません。)
「留学継続費用補償特約」は、ワーキングホリデーを旅行目的とする場合は、ご加入できません。
■追加保険料をお支払いいただくことにより、セットできます。
■留学生の扶養者が事故により死亡または重度後遺障害となり、留学生が扶養者によって扶養されなくなった場合に、保険金額に残りの予定留学期間(端日数は日割)を乗じた額をお支払いします。

保険期間(保険のご契約期間)/保険料	保険金額(ご契約金額) 120万円	150万円	200万円
1年	530円	660円	880円
2年	3,140円	3,930円	5,240円
3年	7,850円	9,810円	13,080円
4年	14,640円	18,300円	24,400円
5年	23,520円	29,400円	39,200円

[緊急一時帰国費用補償特約]

▼この特約は保険期間(旅行期間)が3か月以上の場合および海外渡航中の住宅が特定できる場合に加入できます。
■追加保険料をお支払いいただくことにより、セットできます。
■日本にいるご家族の身に不幸があったため、急に帰国することになった場合。

保険金額の目安	
アジア	40万円
北米・中南米・オセアニア・中近東	70万円
ヨーロッパ・アフリカ	100万円

保険期間(保険のご契約期間)/保険料	保険金額(ご契約金額) 40万円	70万円	100万円
3か月	4,290円	7,500円	10,710円
4か月まで	5,240円	9,170円	13,090円
5か月まで	6,070円	10,620円	15,180円
6か月まで	6,900円	12,080円	17,260円
7か月まで	7,740円	13,540円	19,340円
8か月まで	8,570円	15,000円	21,430円
9か月まで	9,400円	16,460円	23,510円

保険期間(保険のご契約期間)/保険料	保険金額(ご契約金額) 40万円	70万円	100万円
10か月まで	10,240円	17,920円	25,590円
11か月まで	11,070円	19,370円	27,680円
1年まで	11,900円	20,830円	29,760円
2年	23,810円	41,660円	59,520円
3年	35,710円	62,500円	89,280円
4年	47,620円	83,330円	119,040円
5年	59,520円	104,160円	148,800円

「海外駐在員プラン」は被保険者（渡航者または、その家族）が駐在を旅行目的とし、企業・団体等を契約者とするプランです。

タイプのご選択・ご契約にあたってのご注意

①ご契約の際は、「海外旅行保険の概要」にてご確認ください。
②ご契約者（お申込人）は被保険者を駐在として派遣する企業・団体等となります。個人でお申込みをご希望の場合は、別途お申出ください。
③このパンフレットに記載の年齢は、ご旅行出発日（保険始期日）時点の年齢です。
④被保険者（旅行者）のご旅行出発日（保険始期日）時点での年齢別の保険料となっております。
⑤被保険者が2名以上の場合は、69歳以下の方と70歳以上の方を同一の申込書で申し込むことはできません。
⑥保険期間（旅行期間）は、旅行出発日を含めて数えます。「2015年11月3日～2016年11月2日」までの保険期間は1年間、「2015年11月3日～2016年11月3日」までの保険期間は「1年と1日（日割）」となります。
⑦保険期間が1年間の保険料をご案内しております。保険期間が1年を超える場合は、別途お申出ください。
⑧傷害死亡保険金額が3,000万円を超えるタイプをご希望の場合、被保険者（旅行者）による同意署名が必要となります。
⑨75歳以上の方は別途お申出ください。
⑩他のご契約タイプをご希望の方はお申出ください。

海外駐在員プラン

旅行目的：駐在　保険期間：1年間

駐在員専用プラン

表中の「合計保険料」下段の保険料は自動車賠償責任に関する補償をセットしない場合の保険料です。（海外で自動車を運転され、現地の自動車保険では支払いきれない場合の上乗せ補償を希望される場合には上段をお勧めします。）

◎印はおすすめのご契約タイプです。

69歳以下プラン　ご契約者が企業・団体で被保険者の契約同意の署名がない場合、102、103タイプをご選択ください。

70歳～74歳プラン

	ご契約タイプ	100	101◎	102	103	255	256
保険金額（ご契約金額）	傷害死亡	7,000万円	5,000万円	3,000万円	2,000万円	1,000万円	500万円
	傷害後遺障害	7,000万円	5,000万円	3,000万円	2,000万円	1,000万円	500万円
	疾病死亡	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	500万円	—
	治療・救援費用	無制限※	無制限※	無制限※	無制限※	無制限※	無制限※
	家族総合賠償責任	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円
	被害者治療費用	20万円	20万円	20万円	20万円	20万円	20万円
	生活用動産（長期契約用）	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円
合計保険料／保険期間（保険のご契約期間）1年間	北米	309,580円	293,360円	277,140円	269,030円	318,350円	309,140円
		289,870円	273,650円	257,430円	249,320円	298,640円	289,430円
	オセアニア・ヨーロッパ	298,780円	282,560円	266,340円	258,230円	307,550円	298,340円
		288,910円	272,690円	256,470円	248,360円	297,680円	288,470円
	アジア・中近東・中南米・アフリカ	292,900円	276,680円	260,460円	252,350円	301,670円	292,460円
		287,950円	271,730円	255,510円	247,400円	296,720円	287,510円

駐在員家族専用プラン（1名につき）

◎印はおすすめのご契約タイプです。

69歳以下プラン　ご契約者が企業・団体で被保険者の契約同意の署名がない場合、104、105、106タイプをご選択ください。

70歳～74歳プラン

	ご契約タイプ	199	104	105◎	106	257	258
保険金額（ご契約金額）	傷害死亡	5,000万円	3,000万円	2,000万円	1,000万円	1,000万円	500万円
	傷害後遺障害	5,000万円	3,000万円	2,000万円	1,000万円	1,000万円	500万円
	疾病死亡	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	500万円	—
	治療・救援費用	無制限※	無制限※	無制限※	無制限※	無制限※	無制限※
合計保険料／保険期間（保険のご契約期間）1年間		196,770円	180,550円	172,440円	164,330円	221,760円	212,550円

※　無制限：治療・救援費用補償特約の保険金額（支払限度額）を無制限とすることです。治療・救援費用を終身補償するものではありません。

1. 100、101、102、103、255、256タイプには、「賠償責任・生活用動産の家族補償特約（長期契約用）」がセットされております。
2. 上記掲載の全契約タイプは、お支払い項目によってはご契約タイプに記載した保険金額とは異なる限度を有するものがあります。
3. 「生活用動産（長期契約用）」の自己負担額は0円です。家族総合賠償責任の自己負担額は0円ですが、自動車損害賠償責任については「海外旅行保険の概要」に記載（9ページ参照）のとおりとなります。
4. 0歳～14歳の方は106タイプのみご選択いただけます。

海外駐在員プラン用オプション特約

［代替要員派遣費用補償特約］

▼海外駐在員プラン（旅行目的が駐在の場合）にセットできます。
■追加保険料をお支払いいただくことにより、セットできます。
■海外渡航中にケガ・病気による死亡または、3日以上の入院をされた場合、会社（雇用主）が代わりの駐在員を派遣するための費用をお支払いします。なお、代替要員派遣費用補償特約は、契約者が会社（雇用主）の場合にご利用いただけます。

保険期間（保険のご契約期間）1年間

保険金額（ご契約金額）	保険料
50万円	650円
100万円	1,290円
150万円	1,940円
200万円	2,580円

海外旅行保険の概要

補償項目	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
傷害死亡	海外旅行中の事故によるケガが原因で180日以内に死亡した場合	傷害死亡保険金額の全額を死亡保険金受取人に支払います。 同一のケガにより、【傷害後遺障害】を支払いしている場合には、既にお支払いした傷害後遺障害保険金を控除した残額となります。	1.次の①～⑨のいずれかによって生じたケガ ①保険契約者、被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失 ②けんか、自殺、犯罪行為 ③自動車、オートバイの無資格運転、酒気帯び運転、麻薬などを使用しての運転 ④脳疾患、疾病、心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産、流産 ⑥外科的手術 ⑦戦争、革命などの事変（テロ行為を除きます。） ⑧核燃料物質による事故、放射能汚染 ⑨自動車等による競技、競争、試運転 など
傷害後遺障害	海外旅行中の事故によるケガが原因で180日以内に身体に後遺障害が生じた場合	後遺障害の程度に応じて、傷害後遺障害保険金額の4%～100%を支払います。 傷害後遺障害保険金額をもって保険期間中の支払いの限度とします。	【傷害死亡】の【保険金をお支払いできない主な場合】に加え、 ●むちうち症または腰痛などで医学的他覚所見のない場合
疾病死亡	海外旅行中に病気により死亡した場合に、疾病死亡保険金額の全額を死亡保険金受取人に支払います。		【傷害死亡】の【保険金をお支払いできない主な場合】1.の①、②、⑦、⑧に加え、 ●妊娠、出産、早産、流産、これらによる病気 ●歯科疾病 など
治療・救援費用 妊娠初期の症状に対する保険金支払責任の変更に関する特約セット（保険期間31日までのご契約）	＜治療費用＞ 海外旅行中の事故によるケガや海外旅行中に発病した病気が原因で治療を受けた場合 ＜救援費用＞ 被保険者が次のいずれかに該当した場合 ①海外旅行中の事故によるケガ等により180日以内に死亡した場合または３日以上続けて入院した場合 ②海外旅行中に病気、妊娠、出産、早産、流産により死亡した場合 ③海外旅行中に搭乗・乗船中の航空機・船舶が遭難した場合、山岳登はん中に遭難した場合 ④海外旅行中の事故により被保険者の緊急な捜索・救助活動が必要な状態となったことが公的機関により確認された場合 ⑤海外旅行中に誘拐され公的機関に届出された場合 など	１回のケガ、病気、事故などにつき、治療・救援費用保険金額を限度とします。 ＜治療費用＞ 被保険者が支出した次の費用で社会通念上妥当な金額を支払います（ケガの場合は事故の発生の日、病気の場合は治療開始日からその日を含めて180日以内に要した費用）。 ①診療費・入院費関係、入院・通院のための交通費、治療のための通訳雇入費 ②保険金請求のために必要な医師の診断書の費用 ③法令に基づく消毒費用 ④入院時の被保険者の通信費、身の回り品購入費（身の回り品購入費は５万円、通信費と合算で20万円限度） ⑤治療を受けたのち、当初の旅行行程に復帰または直接帰国するための交通費・宿泊費（払戻しを受けた金額等は控除します。） カイロプラクティック、鍼（はり）、灸（きゅう）の施術のために支出した費用についてはお支払いできません。 ＜救援費用＞ 保険契約者、被保険者または被保険者の親族が支出した次の費用で社会通念上妥当な金額を支払います。（【保険金をお支払いする主な場合】の左記⑤は300万円上限） ①捜索救助費用 ②救援者の現地までの往復運賃（救援者３名分まで） ③救援者の宿泊施設客室料（救援者３名分かつ１名につき14日分まで） ④治療を継続中の被保険者の現地からの移送費用（払戻しを受けた金額等は控除します。） ⑤遺体処理費用（100万円まで）、遺体輸送費用 ⑥救援者の渡航手続費、救援者または被保険者の現地交通費・通信費等（合計20万円まで）	【傷害死亡】の【保険金をお支払いできない主な場合】1.の①、②、⑦、⑧によって生じたケガまたは発病した病気に加え、 ●むちうち症または腰痛などで医学的他覚所見のない場合 ●自動車、オートバイの無資格運転、酒気帯び運転、麻薬などを使用しての運転によって生じたケガ ●妊娠、出産、早産、流産、これらによる病気（保険期間が31日までの契約に限り、妊娠初期の異常（妊娠満22週以後の発生は除く）により治療を開始した場合については保険金を支払います。） ●歯科疾病（ただし、緊急歯科治療費用でお支払いできる場合があります。） **旅行出発前に発病した病気の疾病治療費用および救援費用は【疾病に関する応急治療・救援費用】で保険金をお支払いできる場合があります。** など
疾病に関する応急治療・救援費用	＜治療費用＞ 海外旅行開始前に発病し治療を受けたことがある病気(※)が原因で海外旅行中に症状の急激な悪化により治療を受けた場合 ＜救援費用＞ 海外旅行開始前に発病し治療を受けたことがある病気(※)が原因で海外旅行中にその症状の急激な悪化により３日以上続けて入院した場合 （※）妊娠、出産、早産、流産、これらによる病気および歯科疾病は含みません。	【治療・救援費用】の【お支払いする保険金】のうち、急激に悪化した病気１回につき、治療を開始した日からその日を含めて30日以内で、かつ、被保険者が住居等に帰着するまでに要した費用で、社会通念上妥当な費用相当額を300万円限度に支払います。	【治療・救援費用】の【保険金をお支払いできない主な場合】に加え、 ●治療の開始が海外旅行終了後の場合 ●**治療または症状の緩和が目的の旅行の場合** ●海外旅行開始前に、渡航先の病院の診察の予約等が行われていた場合 ●**海外旅行中も継続して支出することが予定されていた費用**（透析、義手義足等、人工心臓弁、ペースメーカ等の継続使用に関わる費用、インスリン注射その他薬剤の継続使用に関わる費用など） など
入院一時金	治療・救援費用保険金が支払われる場合で、被保険者が２日以上続けて入院（海外旅行中に開始した入院に限ります。）したときに、入院一時金額を支払います。１回のケガ、病気につきお支払いは１回に限ります。		
個人賠償責任	海外旅行中に偶然な事故によって他人にケガをさせたり、他人の物を壊したり、紛失したことにより損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合 責任無能力者の行為により親権者等が法律上の損害賠償責任を負った場合もお支払いの対象となります。 次の損害に対しては、右記の【保険金をお支払いできない主な場合】の記載に関わらず、保険金を支払います。 ●宿泊施設の客室、宿泊施設の客室内の動産（客室外のセイフティボックスおよび客室のキーを含みます。）に与えた損害 ●居住施設内の部屋、部屋内の動産（戸室全体を賃借している場合を除きます。）に与えた損害 ●賃貸業者より直接借り入れた旅行用品、生活用品に与えた損害	１回の事故につき、個人賠償責任保険金額を限度として、損害賠償金を支払います。また、損害防止費用、緊急措置費用、訴訟費用、弁護士報酬、仲裁・和解・調停費用もお支払いできることがあります。 **賠償金額の決定には、事前に弊社の承認が必要です。**	【傷害死亡】の【保険金をお支払いできない主な場合】1.の⑦、⑧により生じた損害に加え、 ●保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害 ●職務遂行に直接起因する損害賠償責任 ●同居する親族および同一旅行行程の親族に対する損害賠償責任 ●所有、使用、管理する財物の損壊、紛失に対する損害賠償責任(※) ●心神喪失に起因する損害賠償責任 ●暴行・殴打による損害賠償責任 ●自動車等の車両、船舶、銃器の所有、使用、管理に起因する損害賠償責任 ●罰金、違約金、懲罰的賠償金 など

補償項目	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
携行品損害	海外旅行中に携行品(※)が、盗難・破損・火災などの偶然な事故により損害を受けた場合 (※)被保険者が所有(旅行行程開始前に被保険者がその旅行のために賃貸業者以外の他人から無償で借り入れた物を含みます。)かつ携行する身の回り品をいいますが、次の物は対象となりません。 ●現金、小切手、株券・手形等、印紙・切手等、定期券、預貯金証書、クレジットカード、稿本、設計書、船舶、自動車、オートバイ、山岳登はん等危険な運動等を行っている間のその運動等のための用具、サーフィン等のスポーツの用具、義歯、義肢、コンタクトレンズ、動植物、商品・製品等、業務の目的のみに使用される設備・什器、データ・ソフトウェア・プログラムなど ●被保険者が携行していない物	携行品1つ(1点・1組または1対)あたり10万円(乗車券・航空券等の場合は合計5万円)を限度として損害額を支払います。携行品損害保険金額をもって保険期間中の支払いの限度とします。 損害額とは再調達価額(同等の物を新たに購入するのに必要な金額)または修繕費のいずれか低い方をいい、修繕が可能な場合には再調達価額を限度として修繕費を支払います。 旅券は、旅券または渡航書の取得に要した交通費、発給手数料等を損害額とします(1事故につき合計10万円まで)。 運転免許証は、再発給手数料を損害額とします。	【傷害死亡】の【保険金をお支払いできない主な場合】1.の①、③、⑦、⑧により生じた損害に加え、以下により生じた損害 ●差押え等の公権力の行使 ●携行品の自然の消耗、性質の変質・変色、欠陥 ●すり傷、塗料のはがれ等の外観の損傷 ●偶然・外来の事故に直接起因しない電気的事故・機械的事故(故障等) ●置き忘れ、紛失(※) など (※)日本国外における旅券の置き忘れ、紛失は除きます。 有償で借りた携行品の損害に対しては、お支払いできません。 ただし、賃貸業者から借りた旅行用品または生活用品に損害が生じ賃貸業者から損害賠償請求された場合は、【個人賠償責任】で保険金をお支払いできる場合があります。
旅行事故緊急費用	海外旅行中に生じた予期せぬ偶然な事故(※1)がもとで、被保険者が海外旅行中に負担を余儀なくされた費用(※2)を支払います(※3)。 (※1)公的機関、交通機関、宿泊機関、医療機関または旅行会社により、証明されるものに限ります。 (※2)①交通費、②宿泊施設の客室料、③食事代、④国際電話料等通信費、⑤渡航手続費、⑥渡航先で受ける予定であった旅行サービスの取消料、⑦身の回り品購入費をいい、社会通念上妥当な金額とします(払い戻しを受けた額、負担することを予定していた金額を控除します。)。(③、⑦については、一定の条件に該当した場合に限ります。詳細は、重要事項説明書等でご確認ください。) (※3)(※2)の①～⑥の合計で旅行事故緊急費用保険金額が海外旅行中の限度となります(③食事代は旅行事故緊急費用保険金額の10%が海外旅行中の限度となります。)。⑦身の回り品購入費は、①～⑥とは別に、旅行事故緊急費用保険金額の2倍または10万円のいずれか低い額が海外旅行中の限度となります。		【傷害死亡】の【保険金をお支払いできない主な場合】1.の②、③、⑦～⑨により生じた費用に加え、以下によって生じた費用 ●保険契約者、被保険者や保険金受取人の故意、重大な過失または法令違反 ●地震・噴火、これらによる津波 ●妊娠、出産、早産、流産、これらによる病気 ●歯科疾病 など
緊急歯科治療費用	海外旅行中の歯科疾病症状の急激な発症・悪化により、海外旅行中に緊急歯科治療(※)を開始された場合 (※)歯科医師が必要であると認め、歯科医師が行う痛みや苦痛を一時的に除去もしくは緩和するための応急治療または飲食時の苦痛を一時的に除去もしくは緩和するための義歯もしくは歯科矯正装置の応急修理をいいます。	海外旅行中に要した費用で社会通念上妥当な金額を10万円限度に支払います。 ①診療費関係 ②保険金請求のために必要な歯科医師の診断書の費用	【治療・救援費用】の【保険金をお支払いできない主な場合】に該当する場合に加え、以下によって生じた費用 ●義歯または歯科矯正装置の欠陥、自然の消耗、性質によるさび・かび・変色等、すり傷、塗料のはがれ等の外観の損傷 ●ブラッシング、審美歯科治療、その他の口腔衛生行為、緊急歯科治療を伴わない検査、義歯の提供、定期的な歯科治療、予防治療 など
個人賠償責任(長期契約用)	保険期間中に被保険者ご本人が次の偶然な事故によって他人にケガをさせたり、他人の物を壊したり、紛失したことにより損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合 ●旅行のための宿泊施設、居住施設の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ●日常生活に起因する偶然な事故 責任無能力者の行為により親権者等が法律上の損害賠償責任を負った場合もお支払いの対象となります。 次の損害に対しては、右記の【保険金をお支払いできない主な場合】の記載に関わらず、保険金を支払います。 ●宿泊施設の客室、宿泊施設の客室内の動産(客室外のセイフティボックスおよび客室のキーを含みます。)に与えた損害 ●居住施設内の部屋、部屋内の動産に与えた損害(建物・マンションの戸室全体を賃借している場合は、火災、爆発、破裂および漏水、放水、溢水(いっすい)による水濡れによる損害に限ります。) ●宿泊施設のうち客室以外および居住施設のうち部屋以外に与えた損害。ただし、火災、爆発、破裂および漏水、放水、溢水(いっすい)による水濡れによる損害に限ります。 ●賃貸業者より保険契約者または被保険者が直接借り入れた旅行用品、生活用動産に与えた損害	1回の事故につき、個人賠償責任(長期契約用)保険金額を限度として、損害賠償金を支払います。また、損害防止費用、緊急措置費用、訴訟費用、弁護士報酬、仲裁・和解・調停費用もお支払いできることがあります。 賠償金額の決定には、事前に弊社の承認が必要です。	【傷害死亡】の【保険金をお支払いできない主な場合】1.の⑦、⑧により生じた損害に加え、 ●保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害 ●職務遂行に起因する損害賠償責任 ●親族に対する損害賠償責任 ●所有、使用、管理する財物の損壊、紛失に対する損害賠償責任(※) ●心神喪失に起因する損害賠償責任 ●暴行・殴打による損害賠償責任 ●自動車等の車両、船舶、銃器の所有、使用、管理に起因する損害賠償責任 ●罰金、違約金、懲罰的賠償金 など

用語のご説明

◆「被保険者」とは、保険の対象となる方をいいます。
◆「海外旅行中」とは、保険期間中でかつ旅行行程中(海外旅行の目的をもって、住居を出発してから住居に帰着するまで)をいいます。
◆「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故により身体に被った傷害をいいます。ケガには、偶然かつ一時に吸入した有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。
◆「治療」とは、医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
◆「配偶者」とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。

<table>
<tr><th>補償項目</th><th>保険金をお支払いする主な場合</th><th>お支払いする保険金</th><th>保険金をお支払いできない主な場合</th></tr>
<tr><td rowspan="2">生活用動産（長期契約用）</td><td>保険期間中に海外現地の居住施設・宿泊施設内にある被保険者所有の家財・身の回り品(※)および携行している被保険者所有の身の回り品(※)が火災・盗難などの偶然な事故によって損害を受けた場合
（※）旅行行程開始前に被保険者が、その旅行のために他人から無償で借りた物を含みます。
次の物は対象となりません。
現金、小切手、株券・手形等、印紙・切手等、定期券、預貯金証書、クレジットカード、稿本、設計書、船舶、自動車、オートバイ、山岳登はん等危険な運動等を行うための用具、サーフィン等のスポーツの用具、義歯、義肢、コンタクトレンズ、動植物、飲食料品、燃料品、輸送中の物、クリーニング等のため業者に委託した物、商品・製品等、業務の目的のみに使用される設備もしくは什器等、データ・ソフトウェア・プログラム等の無体物
など</td><td>家財・身の回り品１つ（１点・１組または１対）あたり20万円（乗車券・航空券等の場合は合計５万円）を限度として損害額を支払います。ただし、生活用動産（長期契約用）保険金額をもって同一年度内に生じた事故による損害に対する支払いの限度とします。
損害額とは時価額（同等の物を新たに購入するのに必要な金額から使用による消耗（減価）分を控除して算出した金額）または修繕費のいずれか低い方をいい、修繕が可能な場合には時価額を限度として修繕費を支払います。
旅券は、取得または渡航書の取得に要した被保険者の交通費、発給手数料等を損害額とします。（１事故につき合計５万円まで）
運転免許証は、再発給手数料を損害額とします。</td><td>【傷害死亡】の【保険金をお支払いできない主な場合】１.の①、③、⑦、⑧により生じた損害に加え、以下により生じた損害
●差押え、没収、破壊等の公権力の行使
●保険の対象の自然の消耗、性質の変質・変色、欠陥、楽器の音色または音質の変化
●保険の対象に対する修理、調整、清掃
●すり傷、塗料のはがれ等の外観の損傷
●偶然・外来の事故に直接起因しない電気的事故・機械的事故（故障等）
●置き忘れ、紛失
●詐欺、横領
●火災、爆発などを伴わないガラス器具、陶磁器、美術・骨とう品の破損事故、保険の対象である液体の流出
など</td></tr>
<tr><td colspan="3">「海外駐在員プラン」の場合、【賠償責任・生活用動産の家族補償特約（長期契約用）】がセットされ保険証券に記載された者（被保険者本人）の他、日本国外に居住する次に掲げる者が所有する身の回り品の損害についてもお支払いの対象となります。
①本人の配偶者
②本人または配偶者と生計を共にする同居の親族
③本人または配偶者と生計を共にする別居の未婚の子</td></tr>
<tr><td rowspan="2">家族総合賠償責任</td><td>保険期間中に被保険者本人、家族(※)が次の偶然な事故によって他人にケガをさせたり、他人の物を壊したり、紛失したことにより損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合
●あらかじめ指定した地域における、被保険者の居住のための住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故
●日常生活に起因する偶然な事故
自動車または車両の所有、使用、管理に起因する損害については、右記表の自己負担額を超えた場合に限ります（自動車賠償責任危険補償対象外特約セットの場合は支払対象外）。
（※）保険証券に記載された者（被保険者ご本人）の他、日本国外に居住する次に掲げる者を含みます。
①本人の配偶者
②本人または配偶者と生計を共にする同居の親族
③本人または配偶者と生計を共にする別居の未婚の子</td><td>１回の事故につき、家族総合賠償責任保険金額を限度として、損害賠償金を支払います（住宅内で一時的に預かった物に与えた損害については10万円限度）。また、損害防止費用、緊急措置費用、訴訟費用、弁護士報酬、仲裁・和解・調停費用もお支払いできることがあります。
自動車事故については、次表の金額または現地の自動車保険で支払われる金額のいずれか高い額を超えた部分の損害賠償金がお支払いの対象となります。
<table><tr><th>事故発生地(＊1)</th><th>自己負担額</th></tr><tr><td>米国・カナダ</td><td>ＵＳ＄250,000</td></tr><tr><td>ヨーロッパ諸国(＊2)、オセアニア諸国</td><td>ＵＳ＄100,000</td></tr><tr><td>上記以外</td><td>ＵＳ＄30,000</td></tr></table>（＊１）いずれも属領、信託統治領を含みます。
（＊２）ロシア・東欧は上表の「上記以外」の区分となります。
賠償金額の決定には、事前に弊社の承認が必要です。</td><td rowspan="2">【傷害死亡】の【保険金をお支払いできない主な場合】１.の⑦、⑧により生じた損害に加え、
●保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害
●職務遂行に起因する損害賠償責任
●同居する親族に対する損害賠償責任
●所有、使用、管理する財物の損壊、紛失に対する損害賠償責任
●心神喪失に起因する損害賠償責任
●暴行・殴打による損害賠償責任
●船舶の所有、使用、管理に起因する損害賠償責任
●自動車または車両による競技、競争、試運転
●罰金、違約金、懲罰的賠償金
など</td></tr>
<tr><td colspan="2">次の損害に対しては上記の【保険金をお支払いできない主な場合】の記載に関わらず、保険金を支払います。
●宿泊施設の客室、宿泊施設の客室内の動産（客室外のセイフティボックスおよび客室のキーを含みます。）に与えた損害
●火災、爆発、破裂および漏水、放水または溢水（いっすい）による水濡れにより被保険者の居住のための住宅に与えた損害
●賃貸業者より保険契約者または被保険者が直接借り入れた旅行用品、生活用動産に与えた損害
●住宅内で一時的に預かった物に与えた損害</td></tr>
<tr><td>被害者治療費用</td><td>保険期間中に次の事故による他人の身体の障害について、被保険者がその治療費用を負担した場合
●あらかじめ指定した地域における、被保険者の居住のための住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故
●日常生活に起因する偶然な事故</td><td>被害者１名につき、被害者治療費用保険金額を限度として、事故の発生の日から１年以内に要した治療費用を支払います。</td><td>●職務遂行に起因する他人の身体の障害
●同居する親族の身体の障害
●心神喪失に起因する他人の身体の障害
●暴行・殴打に起因する他人の身体の障害
●自動車等の車両に起因する他人の身体の障害
など</td></tr>
</table>

補償項目	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
旅行中断費用	出国してから次のいずれかに該当したことにより、被保険者が旅行を中断し、直接帰国した場合 ①被保険者、同行予約者(以下「被保険者等」といいます。)、被保険者等の配偶者、親族が死亡または危篤となった場合 ②被保険者等、被保険者等の配偶者、親族がケガや病気(※)で入院した場合 ③被保険者等が搭乗中の航空機・船舶が遭難した場合や山岳登はん中に遭難した場合 ④事故により被保険者等の緊急な捜索・救助活動が必要な状態となったことが公的機関により確認された場合 ⑤被保険者等の居住する建物、家財が火災、台風、雪崩等により100万円以上の損害を受けた場合 ⑥被保険者等が裁判所へ出頭する場合 ⑦被保険者等の渡航先または訪れる予定の渡航先において、地震・噴火、これらによる津波、戦争、革命などの事変、暴動やテロ行為等の事由が発生した場合 ⑧被保険者等に官公署の命令等が発せられた場合 ⑨被保険者等に避難指示等が公的機関から出された場合 (※)妊娠、出産、早産、流産、歯科疾病を除きます。	被保険者が旅行中断したことにより、保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定相続人が負担した次の費用を、旅行中断費用保険金額を限度に支払います(旅行が企画旅行の場合は下記1.または3.のいずれか高い額を、それ以外の旅行の場合は下記2.または3.のいずれか高い額を支払います。)。 1.次の算式により算出した額 旅行中断費用保険金額または旅行代金のいずれか小さい金額 × 帰国日以後の日数／旅行日程の日数 旅行代金について払戻しが受けられる場合は、旅行代金より払戻しの額を控除した額を旅行代金とします。 2.次の費用 ①取消料・違約料などの名目で旅行業者等に支払った費用 ②渡航手続費として支払った費用(旅行中断した後に使用できるものに対する費用を除きます。) 今後支払うべき費用を含み、払戻しを受ける額を除きます。 3.次に該当する場合の帰国に要する①、②の費用 ●航空券等の購入の予約がされているか既に購入されている場合 ●旅行が企画旅行で、旅行代金の中に帰国のため利用する交通機関の航空券等の費用が含まれている場合 ①航空運賃等交通費 ②宿泊施設客室料(14日分限度)、通信費、渡航手続費(合計20万円まで) 旅行中断したことにより払戻しを受けた運賃、治療・救援費用保険金により支払われる額を控除します。 ◎この特約の保険責任は、出国した時に開始します。	次の①〜④により生じた費用 ①次のような原因により左記【保険金をお支払いする主な場合】の①〜⑤に該当した場合 ●保険契約者、被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失 ●けんか、自殺、犯罪行為 ●自動車等の無資格運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用しての運転 ●日本国内における地震・噴火、これらによる津波 ●戦争、革命などの事変(テロ行為を除きます。) ●核燃料物質による事故、放射能汚染 ②むちうち症または腰痛などで医学的他覚所見のないものによって左記【保険金をお支払いする主な場合】の②が生じた場合 ③保険料領収前または出国日前日以前に、左記【保険金をお支払いする主な場合】の①〜⑨に該当していた場合(ただし、保険料領収日と出国日のうちいずれか遅い日以降に該当した事由が、保険料領収前または出国日前日以前に該当していた事由と異なる場合(出国日前日以前に入院を開始し、出国後に危篤になった場合等)は、保険金をお支払いします。) ④危険なスポーツまたは自動車等による競技、競争、試運転によって左記【保険金をお支払いする主な場合】の①、②が生じた場合 など
緊急一時帰国費用	海外旅行中に次のいずれかに該当したことにより緊急に一時帰国した場合 ①被保険者の配偶者または被保険者の2親等内の親族の死亡 ②被保険者の配偶者または被保険者の2親等内の親族の危篤 ③被保険者の配偶者または被保険者の2親等内の親族の搭乗する航空機または船舶の行方不明・遭難 ①〜③のいずれかに該当した日からその日を含めて10日以内に一時帰国し、かつ、帰国後30日以内に再び海外の滞在地へ戻ることがお支払いの要件となります。	保険契約者または被保険者が支出した費用のうち社会通念上妥当な次の費用を支払います。ただし、1回の帰国につき緊急一時帰国費用保険金額を限度として支払います。 ①被保険者の一時帰国に要する往復の航空運賃等の交通費 ②一時帰国の行程および一時帰国した地における被保険者の宿泊施設等客室料　(14日分まで③と合計で20万円まで) ③通信費、渡航手続費および一時帰国した地において支出した交通費(②と合計で20万円まで) 同一の配偶者・親族について同一の事由により複数回一時帰国した場合は、2回目以降の帰国に要した費用はお支払いしません。ただし、同一の配偶者・親族の危篤により2回目の帰国をした場合で、その一時帰国後30日以内に死亡した場合は、その一時帰国についても保険金を支払います。	●保険契約者、被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失 ●海外渡航開始前または保険期間開始前のいずれか遅い時より前に発病した病気 ●左記【保険金をお支払いする主な場合】①、②の原因または③の事由が発生した時以前に購入またはその予約がなされた航空券等を利用して一時帰国した場合 など この保険金の支払対象となる費用について保険契約者または被保険者が勤務先の慶弔規定等により給付を受けられる場合は、その額を差し引いた額を支払います。
留学継続費用	あらかじめ指定した被保険者(留学生)の扶養者が次のいずれかに該当する状態になり、被保険者が扶養者に扶養されなくなった場合 ①保険期間中の事故によるケガが原因で事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合 ②保険期間中の事故によるケガが原因で事故の発生の日からその日を含めて180日以内に重度後遺障害を被った場合 など	扶養者が左記【保険金をお支払いする主な場合】①、②の状態となった時から予定留学終了時までの年数に、留学継続費用保険金額を乗じた額を一時に支払います。	【傷害死亡】の【保険金をお支払いできない主な場合】1.の②、④〜⑧に加え ①扶養者の死亡・重度後遺障害が次のような原因により生じた場合 ●保険契約者、被保険者や扶養者の故意または重大な過失 ●扶養者による自動車等の無資格運転、酒気帯び運転、麻薬などを使用しての運転 ②被保険者が学校に在籍する学生・生徒でない場合 ③扶養者が被保険者を扶養していない場合 など

用語のご説明

◆「被保険者」とは、保険の対象となる方をいいます。
◆「海外旅行中」とは、保険期間中でかつ旅行行程中(海外旅行の目的をもって、住居を出発してから住居に帰着するまで)をいいます。
◆「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故により身体に被った傷害をいいます。ケガには、偶然かつ一時に吸入した有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。
◆「治療」とは、医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
◆「配偶者」とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。

海外旅行保険の概要

ご契約に際しては、「重要事項説明書」「ご契約内容確認事項」「個人情報の取扱説明書」も併せて必ずご覧ください。

●ご契約タイプによっては、セットされていない補償項目もありますのでご注意ください。

補償項目	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
代替要員派遣費用	次のいずれかに該当したことにより被保険者の使用者が代替要員を派遣した場合 ①被保険者が海外旅行中の事故によるケガまたは自殺行為が原因で事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合 ②被保険者が海外旅行中に病気または妊娠・出産・早産・流産を原因として海外旅行中に死亡した場合 ③被保険者が海外旅行中に発病した病気が原因で海外旅行終了後その日を含めて30日以内に死亡した場合 ④被保険者が海外旅行中の事故によるケガまたは海外旅行中に発病した病気が原因で継続して３日以上入院（妊娠、出産、早産、流産、これらによる病気および歯科疾病は含みません。）した場合	代替要員を派遣したことにより被保険者の使用者が支出した次の費用を使用者に支払います。ただし、代替要員派遣費用保険金額をもって同一年度内に生じたケガ、発病した病気に対する支払いの限度とします。また、お支払いする費用は【保険金をお支払いする主な場合】の①～④に該当した日からその日を含めて180日以内に使用者が負担した費用に限ります。 ①代替要員１名分の勤務地までの航空運賃等の往復運賃 ②代替要員１名分の勤務地および勤務地までの行程における宿泊施設客室料（【保険金をお支払いする主な場合】の①～③に該当した場合は30日分まで、④に該当した場合は被保険者の入院日数の２倍の日数分または30日分のいずれか短い日数分を限度とします。）	【傷害死亡】の【保険金をお支払いできない主な場合】１.の②(※)、③、⑦、⑧に加え、 ●保険契約者、被保険者や使用者の故意または重大な過失 （※）自殺行為により、その行為の日からその日を含め180日以内に死亡した場合は保険金を支払います。 など
航空機寄託手荷物遅延	旅行行程中に航空機搭乗時に運搬を寄託した手荷物が、航空機の到着後６時間以内にその目的地に運搬されなかった場合	被保険者が支出した次の費用を１回の事故につき10万円を限度に支払います。 ①衣類（寄託手荷物に含まれていた下着など必要不可欠な衣類）購入費 ②生活必需品（寄託手荷物に含まれていた洗面用具など）購入費 ③上記①、②以外にやむを得ず必要となった身の回り品購入費 海外旅行中で、かつ、被保険者が目的地に到着してから96時間以内に目的地にて負担した費用に限ります。また、その寄託手荷物が被保険者のもとに到着した後に負担した費用を除きます。	【傷害死亡】の【保険金をお支払いできない主な場合】１.の⑦、⑧により生じた損害に加え ●保険契約者や被保険者または保険金受取人の故意、重大な過失または法令違反 ●地震・噴火、これらによる津波 など
航空機遅延費用	海外旅行中に次のいずれかに該当した場合 ①搭乗予定の航空機の６時間以上の出発遅延、欠航、運休または搭乗した航空機の着陸地変更により、６時間以内に代替機を利用できない場合 ②搭乗した航空機の遅延（搭乗予定航空機の出発遅延、欠航、運休、搭乗予約受付業務の不備による搭乗不能を含みます。）または着陸地変更により乗継予定航空機に搭乗できず、乗継地への到着時刻から６時間以内に代替機を利用できない場合	被保険者が支出した費用で社会通念上妥当な次の費用を支払います。ただし、１回につき、２万円を支払いの限度とします。 ①出発地において、代替となる他の航空機が利用可能となるまでの間の宿泊施設客室料、食事代、交通費、国際電話料等通信費（払戻しを受けた額等を控除します。） ②目的地で提供を受ける予定であった旅行サービスの取消料等	【傷害死亡】の【保険金をお支払いできない主な場合】１.の⑦、⑧により生じた損害に加え ●保険契約者や被保険者または保険金受取人の故意、重大な過失または法令違反 ●地震・噴火、これらによる津波 など

●保険期間が3か月以上の場合は、「一時帰国中補償特約」がセットされます。（数次旅行者に関する特約がセットされている場合を除きます。）

一時帰国中補償	保険期間の途中で、被保険者が一時的に日本に帰国する場合に、被保険者が外国為替及び外国貿易法に規定する居住者である場合は、帰国した日の翌日から起算して30日間、非居住者である場合は90日間を旅行行程中とみなしてご契約いただいたプランに基づく保険金（傷害死亡保険金、傷害後遺障害保険金、治療・救援費用保険金、疾病死亡保険金、個人賠償責任保険金に限ります。）を支払いします。

用語のご説明

◆「被保険者」とは、保険の対象となる方をいいます。
◆「海外旅行中」とは、保険期間中でかつ旅行行程中（海外旅行の目的をもって、住居を出発してから住居に帰着するまで）をいいます。
◆「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故により身体に被った傷害をいいます。ケガには、偶然かつ一時に吸入した有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。
◆「治療」とは、医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
◆「配偶者」とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。

このパンフレットは海外旅行保険の概要をご紹介したものです。ご契約にあたっては、必ず【重要事項説明書】もよくお読みください。また、詳しくは『海外旅行保険』のしおり（海外旅行保険普通保険約款・特約）をご用意しておりますので、必要に応じて、弊社代理店または弊社にご請求ください。ご不明な点等がある場合には、弊社代理店または弊社までお問い合わせください。

ご契約者と被保険者（保険の対象となる方）が異なる場合は、このパンフレットの内容を被保険者全員にご説明いただきますようお願い申上げます。弊社代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務をおこなっております。したがいまして弊社代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、弊社と直接契約されたものとなります。

引受保険会社

ジェイアイ傷害火災保険株式会社

〒102-0082 東京都千代田区一番町20-5 http://www.jihoken.co.jp
（2016年1月4日から）〒104-6016 東京都中央区晴海1-8-10
晴海アイランド トリトンスクエア オフィスタワーX 16階

この保険に関するお問い合わせは右記取扱代理店または下記へ
0120-877030 一部お繋ぎできないIP電話等があります
【受付時間】午前9時～午後5時（土・日・祝日・年末年始を除く）

代理店通信欄 プランにより申込書が異なります。短期留学プランはセットタイプ（31日以内）専用申込書を、その他のプランは留学・長期旅行・駐在員申込書をご使用ください。

取扱代理店

5944763（J15A100） 20M（栄） 201508（ver.3.03）